

アメリカの民事訴訟における メタデータ開示論の動向

太田 幸夫

- I 序 論
- II メタデータの開示義務等に関するアメリカの民事裁判例
- III メタデータの開示に関するアメリカの行政裁判例
- IV メタデータに関するアメリカ法の生成過程
 - 1 連邦民訴規則とメタデータ
 - 2 セドナ原則とメタデータ
- V 日本法との対比
 - 1 民事訴訟とメタデータ
 - 2 公文書公開とメタデータ
- VI 結 語

I 序 論

「メタデータ」(metadata)とは、「データの意味を記述あるいは代表するデータ」と定義される(広辞苑第6版(2008)による)。この語が広く用いられるようになったのは、つい最近のことであり、コンピューターの普及と符節を合わせているのは当然のことであろう*1(ちなみに、「メタデータ」の語は広辞苑第5版(1998)には現れていない)。

メタデータは、誰が、何時、どのように電子文書を作り、アクセスし、変更したか、どのようにフォーマットされているかを示すものであり*2、大きく分

* 1 コンピューターの開発は、1943年にアメリカにおいて弾道計算を目的に始まり(Electronic Numerical Integrator and Computer=ENIAC)、1949年にイギリスでプログラムを内蔵させたコンピューターが作られた(Electronic Delay Storage and Calculator=EDSAC)ことを起源とする。山田昭彦「コンピュータ開発史概要と資料保存状況について—第一世代と第二世代コンピューターを中心に—」国立科学博物館技術の系統化調査報告第1集39頁以下参照(2001)。

* 2 THE SEDONA CONFERENCE GLOSSARY 31 (3d. ed. 2010)。

類すれば、電子文書に埋め込まれて電子文書の移動に伴伴するアプリケーション・メタデータと、外部に保存され、電子文書の中に埋め込まれないシステム・メタデータの2種に分けられる*3。

メタデータは、その有する機能からすれば、民事訴訟において電子文書が真正 (authenticity) に成立したか否かの判断を左右する補助事実を示すものとして活用することができるものである。アメリカの民事訴訟においては、メタデータの重要性が日本以上に認識されており、その開示をめぐるルールが生成し、発展しつつある。以下においては、その経緯を概観し、主な裁判例を民事訴訟における開示義務に関するものと公文書の公開に関するものに分けて考察し、さらにメタデータに関するアメリカ法の生成過程を概観し、最後にアメリカ法と日本法を対比し、アメリカ法から日本法に何らかの示唆が得られるかどうかを検討したい。

II メタデータの開示義務等に関するアメリカの民事裁判例

アメリカの民事訴訟においてメタデータの開示義務等が争われた事例は、特に2000年代に入ってから数多く見られるようになった。本稿では、その内、eディスクヴァリーに関するケースブックや参考書*4等がよく引用される代表的な事例を時系列順に見て行きたい。時系列順に裁判例を見ることによって時代の潮流と裁判例相互の関係が明確となる筈である。事実関係と判旨については、誌面の制約上、原則として本テーマに関係する部分のみを要約するに止め、それに簡単な説明を付すこととする。

* 3 SHIRA A. SCHEINDLIN et al., ELECTRONIC DISCOVERY AND DIGITAL EVIDENCE IN A NUTSHELL 157 *et seq.* (2009).

* 4 ケースブックとして、SHIRA A. SCHEINDLIN et al., ELECTRONIC DISCOVERY AND DIGITAL EVIDENCE - CASES AND MATERIALS (2009) があり、同書では、後記〔3〕第一次ウィリアムズ事件及び〔6〕ワイエス事件が取り上げられている。参考書として、SHIRA A. SCHEINDLIN et al., ELECTRONIC DISCOVERY AND DIGITAL EVIDENCE IN A NUTSHELL (2009) があり、同書では、この2件に加え、後記〔14〕アグワイラー事件及び〔15〕レイク事件・控訴審が取り上げられている。

〔1〕ヴェリサイン事件（2004. 3. 10）*5

（事実関係）本案事件は、ヴェリサイン（インターネット・インフラストラクチャー会社として著名）とその従業員を被告とする証券取引に関するクラスアクションである。原告らは被告らに対し、すべての電子文書を電子形式で提出するよう裁判官（magistrate judge. 以下、judgeと区別する必要がない限り、「裁判官」という）に申し立てた。裁判官は、原告らの申立てを認め、被告らに該当する文書を電子形式で提出するよう命じ、TIFF（Tagged Image File Format）方式だけでは不十分であり、電子文書にはメタデータを含んでいなければならない旨説示した。裁判官は被告らの求釈明に応じ、命令中の電子形式とは元のフォーマット、すなわち、本件ではPST*6方式を意味することを明らかにした。被告らは、同命令に異議を申し立て（連邦民訴規則72条(a)による）、その中で被告らは文書をTIFF方式で提出するよう準備していたのであり、数十万の文書を元のPST方式で提出することはあまりに負担であると主張したが、裁判所は、以下のとおり、被告らの異議申立てを棄却した。

（判旨）原命令は、連邦民訴規則34条(a)(c)（当時）に合致しており、適法である。被告らは、PST方式での文書提出は、整理番号（Bates Number）を付けたり、秘匿特権に基づく編集（redaction）をするなど、余りにも重い負担となり、不利益であるし、用意していたTIFF方式から元のPST方式に変換するには極端に時間がかかり、費用が高額になると主張するが、提出期限までに被告らに求められていた電子文書の提出が可能であるとの原判断に明らかな誤りは認められない。被告らは、業務の通常の過程で用いられていたPST方式での電子文書の提出を命じられたに過ぎず、本件で秘匿特権による編集を必要とする文書が多いとは認められない。

（説明）原命令は、メタデータの提出を明示的に命じた点で注目すべきである。異議審の判断は、判例上確立された証拠開示命令に対する異議審の審査基準（すなわち、原命令の認定の明らかな誤り又は法違反の有無）を適用して異議申立てを棄却したが、当該事案に照らし、原フォーマットによる電子文書の提出を命じた原命令を維持した事例として参考になる。

* 5 *In re Verisign, Inc. Securities Litigation*, 2004 WL 2445243 (N.D. Cal.).

* 6 PSTはマイクロソフト社のアウトルック・eメールの保存形式である。

〔2〕テルクソン事件 (2004. 7. 16)^{*7}

(事実関係) 本案事件は、科学技術会社であるテルクソンを被告として同社の株主らが有価証券報告書の虚偽記載を理由に損害賠償を求めたクラスアクション、同社が会計監査を担当したプライスウォーターハウスクーパーズ (世界四大会計事務所の一つとして著名) を被告として求償を求めた第三当事者訴訟(連邦民訴規則14条による)、及び当初の原告らがプライスウォーターハウスクーパーズを被告としてテルクソンとの共同不法行為を理由に損害賠償を求めた訴訟の3件が併合されたものである。4年にわたりディスカヴァリーが行われ、原告ら及びテルクソンがプライスウォーターハウスクーパーズに対し、電子文書の開示を求めていたが、プライスウォーターハウスクーパーズはまず紙媒体での文書提出にのみ応じ、途中から電子情報を提出するようになった。しかし、紙による情報と電子情報との間に齟齬や文書、メタデータの脱落等があることが判り、原告ら及びテルクソンはプライスウォーターハウスクーパーズにデータベースの提出を求めたが、プライスウォーターハウスクーパーズは秘密情報の存在を理由に提出を拒否した。プライスウォーターハウスクーパーズはその後、裁判官の提出命令に応じ、自己が事案に関連すると判断する電子情報を小出しに提出していったが、原告ら及びテルクソンは提出が不十分であると考え、連邦民訴規則37条(c)に基づき、プライスウォーターハウスクーパーズに対する制裁を申し立てた。裁判官は、以下のとおり、本案裁判所に対し、プライスウォーターハウスクーパーズを敗訴とする懈怠判決 (default judgment) を勧告した。

(勧告要旨) プライスウォーターハウスクーパーズは繰り返し、必要な情報はすべて開示したと請け合ったが、それが故意、不実又は過失に基づかないと論ずることは難しい。プライスウォーターハウスクーパーズは、ディスカヴァリーの当初からローカルサーバーとそのアーカイヴを完全に調べず、データベース上の異なるバージョンの比較を怠り、事業の通常の過程で保存されているままでの文書提出をせず、全文書とその付属物を完全に複製せず、文書の保全に努めずに破損を許した。文書中には改変や削除など故意によると見ざるを得ないものがある。これらの行為に対する制裁としては懈怠判決が適切であ

* 7 *In re Telxon Corp. Securities Litigation*, 2004 WL 3192729 (N.D. Ohio).

る。そうでないとさらに3年以上、混乱した裁判が続くことになるであろう。
(説明) 本件は、ディスクヴァリーの対象として紙媒体より電子情報、特にメタデータを伴うデータベースが重視され、非協力的な当事者に対して懈怠判決という思い切った制裁が提案された事案である(実際には懈怠判決が下される前に解決に至ったようである)。

〔3〕第一次ウィリアムズ事件(2005. 9. 29)^{*8}

(事実関係) 本案事件は、整理解雇された原告ウィリアムズらが被告会社を相手に年齢を理由とする解雇は不当であるとして提起したクラスアクションである。被告会社は証拠開示手続において解雇予定者の氏名等を記載したエクセルによる表(spreadsheets)を提出したが、原告らは被告会社による表の編集(redaction)と電子文書のロックに異議を述べた。裁判官は、被告会社にそれについて理由を説明するよう求め、被告会社の説明に応じて次のとおり命令した。

(判旨) 電子文書について事業の通常の過程で保存されているまま、すなわち元のフォーマットでの開示を命じられた当事者は、メタデータを完全な状態で提出しなければならない。その例外は、当事者がタイムリーに異議を述べた場合、双方当事者がメタデータの不提出を合意した場合、又は提出当事者が保護命令を申し立てた場合である。提出命令の対象には、解雇予定者名を修正したとの原告らの主張に関連するメタデータを含んでいる。メタデータの開示に関して申立人らが明示的に申し立てる必要はない。使用者は、既に編集可能(redactable)と決定されていた情報^{*9}に関するメタデータを留保できるが、その他の関連するメタデータについては、開示に異議を述べず、特権についてログを付さず、その代わりに一方的に開示すべき表(spreadsheets)からメタデータを削除することにより、弁護士の職務活動の成果(attorney work product)や弁護士・依頼人間の秘密の特権を放棄したものである。被告は電子文書にロックをかけたのは証拠を保全するためであるというが、電子文書にロックをかけて提出することは電子文書を事業の通常の過程で用いられていた方式のまま提出せよとの裁判所の指示に反することを被告は知り得べきであり、一方的

* 8 Williams v. Sprint/United Management Co., 230 F.R.D. 640 (D. Kansas, 2005).

* 9 文書中の社会保険番号(social security numbers)等について非開示が認められた。

に予告なく電子文書にロックをかけることは許されない。ただし、メタデータの提出は新しく未発達な法分野に属し、提出命令の対象に議論の余地があったことに鑑みて、不遵守に対する制裁の発動はしない。

(説明) 本件当時、裁判官が依拠すべき裁判例や文献は乏しかった。セドナ会議の旧原則はメタデータについて非開示原則を採用していたのであるが(後記Ⅳ2で詳述する)、本件命令はエクセルによる表についてメタデータの必要性を特に考慮してその提出を命じたものである。なお、本件命令は、電子文書の改竄等を防止するにはハッシュマーク^{*10}の利用が有用であることを指摘している。

〔4〕 プライスライン・コム事件 (2005. 12. 8) ^{*11}

(事実関係) 本案事件は、プライスライン・コムの株式を購入した者らが同社とその関係者を被告として有価証券報告書の虚偽記載を理由に損害賠償を求めたクラスアクションである。原告らは被告らに電子情報の開示を求めたが、対象となる電子情報のフォーマットが保存のために変更されており、復元及び必要なデータの検索に莫大な費用がかかることから提出方法等について争いが生じ、裁判所はおよそ次のとおり決定した。

(判旨) 裁判所はどの当事者がその費用を負担するにかかわらず、バックアップテープの復元を強制しようとは考えていない。当事者はどのバックアップテープを復元すべきかについて会合し、協議 (meet and confer) すべきである。当事者がどのバックアップテープを復元すべきかについて合意すれば、被告らはそのテープの復元に着手し、その間、当事者は復元されていないテープの内容を調査し、次に復元すべきテープの仕分けを明らかにすることを議論するものとする。裁判所はいかなる不一致事項についても適切な申立てを通じて解決する。その申立てを認めるか否かを判断する際、(1)テープ復元の正当性、(2)復元費用を負担すべき者の2点に焦点を当てて判断する。被告らは保存されたデータに含まれる情報をTIFF方式又はPDF方式により整理番号を付

*10 ハッシュマーク (ハッシュ値) は、いわば電子指紋であり、文書の同一性の判断に有用である。町村泰貴ほか・実践的 e デイスカバリ米国民事訴訟に備える92頁以下 (2010) 参照。

*11 *In re Priceline. Com Inc. Securities Litigation*, 233 F.R.D. 88 (D. Conn., 2005).

して提出するとともに、検索可能なメタデータのデータベースを提出し、本案事件が係属する間、元のデータを当初のフォーマットのまま保存しなければならない。

(説明) 本件決定の特色は、裁判所が電子情報の開示範囲に関する争いについて直接的に介入することなく、当事者の会合と協議 (meet and confer) による解決をまず先行させることとしたこと、ディスカヴァリーに要する費用負担についても後に検討することを予告したことにある。本決定後に改正された連邦民訴規則は当事者がディスカヴァリーについて協議すべき事項として電子情報の開示又はディスカヴァリーに関するあらゆる事項 (提出の方式を含む) を明記した (26条(f)(3)(C))。また、同条の改正に際し、諮問委員会は、同条(b)について証拠の提出を求める側の費用負担を条件とする提出命令が可能であるとしている。本決定は、これらの改正動向を踏まえて出されたものである。

[5] ハーゲンブック事件 (2006. 3. 8) *12

(事実関係) ハーゲンブックは、自動車の重量検査機に関する特許を有する者であるが、イタリア法人の3B6システミ・エレクトロニチ・インドゥストゥリアリ及びイリノイ州法人の3B6テクノロジーズ (3B6アメリカ) らにより特許権を侵害されたと主張して提訴し、ブリトライアルにおいて3B6アメリカに対して文書の開示を求めた。3B6アメリカは原告の要求が広範囲で漠然としていることを理由に、原告に対しイリノイ州ロックフォードにある3B6アメリカの事務所まで来て文書等を調査し、提出が必要と考える文書を特定するよう求めた。原告はこれに応じ、ロックフォードの事務所へ赴いて調査した上、必要とする多数の文書を特定した。3B6アメリカは電子媒体の複製を認めず、原告の反対にもかかわらず、電子媒体中の文書をTIFF方式に変換し、コンパクトディスクにダウンロードして引き渡した (文書数は約15,000点に達するという)。原告は、3B6アメリカのTIFF方式による文書提出は、(1)明瞭性と色彩を欠いていること、(2)文書の作成、変更、送付先等のメタデータを欠いていること、(3)全文書に通し頁が付けられているため各文書の初めと終わりが明確でないこ

*12 Hagenbuch v. 3B6 Sistemi Elettronici Industriali S.R.L., 2006 WL 665005 (N.D. Ill.).

と、(4)60枚以上のコンパクトディスク等が4枚のコンパクトディスクにまとめられたため、どの文書と一緒に保存されていたかが分からないこと、(5)電子的検索を効率的に行うことができないことなどのため、3B6アメリカの文書提出方法は連邦民訴規則34条に違反すると主張し、裁判所の判断を求めた。

(判旨) 3B6アメリカは、TIFF方式の文書に現れない情報は原告の訴えと関連性がないと主張するが、当裁判所はこれに同意しない。原告は指定した電子媒体中の情報は侵害訴訟に関連性があり、これにより出来事を年表としてまとめ、誰がどのような情報を何時受け取ったかを明らかにすることができるかと主張している。原告が求めている情報はディスクヴァリー段階では関連性があり得るし、3B6アメリカが当該電子媒体に〈機密の〉特権を有すると述べていないことから原告には求めている情報を得る権利があると判断する。

(説明) 本件は、電子情報がTIFF方式で見ることのできる内容だけではなく、文書の作成、変更、発信等に関するメタデータを含めて必要とされた事例である。メタデータの開示の要否は事案により異なるであろう。本件は特許権侵害訴訟であり、原告が被告の有する電子情報中のメタデータを必要とする事情が考慮されたと思われる。

〔6〕ワイエス事件 (2006. 10. 26)*13

(事実関係) 原告ワイエスはある薬品について特許権を有しており、被告インパックス・ラボラトリーズにこれを侵害されたとして提訴した。被告は原告に対し、原告がティヴァ製薬会社を相手に同一の特許権に関して提起した事件で用いられたすべての訴答書面、証言録取書、訴訟記録、専門家の報告書等の提出を求めたが、原告はこの要求を過剰に広範囲で不合理なものであるとして拒否し、提出文書の範囲の特許権の範囲、有効性及びその行使に関するものに限定した。被告は裁判所に原告が提出を拒否した文書の提出命令を申し立てた。

なお、被告は、原告が電子文書をTIFF方式で提出したが、メタデータを備えた元のフォーマットで提出すべきであり、別件のティヴァ訴訟のために用意した文書のデータベースも提出すべきであると主張する。他方、原告は、被告においてメタデータを必要とする特別な事情が示されておらず、このデータの

*13 Wyeth v. Impax Laboratories, Inc., 248 F.R.D. 169 (D. Del. 2006).

収集は過剰な負担であると反論した。

(判旨) 裁判所は、原告が提出した文書の範囲は合理的であり、被告が申し立てている文書は過剰に広範囲であるとする。電子文書に関し、メタデータの提出は一般的に不要であるとの基準が出現しており、当裁判所においても当事者が他の方式での提出に合意しない限り、PDF又はTIFF等のイメージ・ファイルで提出すべきであるとの基準に依拠している。もっとも申立人側で元のフォーマットでの提出について特別の必要性を示した場合、裁判所はその提出を命じることができる。しかし、被告はメタデータ及びデータベースについて特別の必要性を示していない。

(説明) 本決定が下された当時、電子情報中のメタデータの提出は原則として不要であるとの考え方が有力であったが(後記IV 2参照)、事案の解明にメタデータの提出が欠かせない場合も当然のことながら想定されていた。本件では申立人である被告がメタデータの必要性を示さなかったため、裁判所がその提出を命じなかったものである。

〔7〕第二次ウィリアムズ事件 (2006. 12. 12)^{*14}

(事実関係) 本案事件は、上記〔3〕の第一次ウィリアムズ事件について述べたとおり、年齢を理由とする解雇を不当として提起されたクラスアクションである。ディスカヴァリー手続は第一次ウィリアムズ事件決定の後も延々と続き、その中で被告会社から提出された整理解雇の表(spreadsheets)が被告会社内で電子メールの添付文書として送付されていたことが判ったため、原告らは被告会社にこれらの送付文書の提出を求めた。被告会社はこれらの送付文書の提出義務を認めたが、送付文書の保存方法及び送付文書と添付文書の一体的保存の有無を探索する必要性があると主張した。裁判官は被告会社に対し、電子メールによる送付文書の提出を命じたが、提出方式については言及しなかった。被告会社は、電子メールによる送付文書を紙の書類形式で提出した。原告は、被告会社の提出方法が電子媒体でされず、送付文書と添付文書が別々に提出されたことに異議を唱えた。被告会社は、これまでに提出した送付文書と表とを対照させる報告書を作ることを提案し、原告らは同意した。しかし、原告らは

*14 Williams v. Sprint/United Management Co., 2006 WL 3691604 (D. Kan.).

被告会社が作成して提出した報告書に不満を述べ、裁判所に被告会社に対して電子メールによる送付文書を元のフォーマットで添付文書と共に提出するよう命令することなどを求めた。

(判旨) 裁判所は、電子メールによる送付文書とその付属文書とが分離されている現在の苦境は被告会社が原告らを妨害するために故意に起こした結果ではないと認める。2006年12月1日に改正された連邦民訴規則^{*15}によれば、他に当事者の合意又は裁判所の命令がない限り、当事者は電子情報を複数の方式で提出することを要しないとされている。被告会社は既に電子メールによる送付文書とその付属文書を提出済であり、電子メールによる送付文書と添付文書とを関連付ける報告書も作成した。従って、当裁判所は被告会社が原告らの求める整理解雇関係の電子メールによる送付文書に付属文書を添付させて元のフォーマットで提出することは必要でないと考える。付属文書の多くには秘匿されるべき不利益な部分を含んでおり、原告らの主張する提出方法では編集 (redaction) や秘匿すべき部分の削除ができなくなる。仮に編集が可能であるとしても、原告らは何故、送付文書の元のフォーマットでの提出が必要かを十分に説明していない。原告らは被告会社が作成した報告書を不正確なものであると主張するが、原告らから被告会社に対して不一致点を書面で指摘し、被告会社が調査して回答することによって不一致点を解決すべきである。

(説明) 上記〔3〕の第一次ウィリアムズ事件では、解雇予定者等を記載したエクセルによる表の提出方式が問題となり、裁判所は表について編集可能と決定された部分を除き、元のフォーマットで提出するよう命じた。本件第二次ウィリアムズ事件では、この表を送付した電子文書が一旦、紙の書類で提出された後、さらに元のフォーマットによる提出が求められたのであるが、裁判所は改正された連邦民訴規則を適用し、申立ての必要性に疑問を投げかけて却下した。本決定は、一般的にメタデータ提出の必要性を否定したものではなく(第一次事件と第二次事件の担当裁判官は同じである)、訴訟の推移や事件の性質から申立ての必要性を判断し、これを否定したに過ぎないというべきである。

*15 連邦民訴規則34条(b)(2)(E)(iii)を指す。

〔8〕ケンタッキー・スピードウェイ事件 (2006. 12. 18)^{*16}

(事実関係) 原告ケンタッキー・スピードウェイは、被告ナショナル・アソシエーション・オブ・ストック・カー・レーシング (NASCAR) らが高額中古自動車レース市場を違法に独占しているとして反トラスト法^{*17}に基づき提訴した。原告はディスカヴァリー手続において被告らに様々な文書の提出を求め、被告らはその一部に応じた。原告は被告らが提出に応じなかった文書の提出命令を求め、裁判官は申立ての一部を認容したが、メタデータの提出は命じなかった。以下の判旨では、この消極判断部分のみを紹介する。

(判旨) (改正前の)連邦民訴規則34条は提出すべき文書に「データの集積」(data compilations) を含めているが、メタデータを必ずしも含むものとは定義していない。改正後の連邦民訴規則^{*18}では、電子文書の提出方法について指定がない限り、電子情報は、通常保存されているとおりの方式か、合理的に使用可能な方式のいずれかの方法で提出しなければならないと定めており、規則諮問委員会は、情報が電子的手段で検索可能な方法で保存されている場合、その特性を除去したり、悪化させるような形式で提出してはならないとコメントする。しかしながら、ある注釈者^{*19}が述べるとおり、これによりメタデータなり、埋込データ (embedded data) の提出が義務付けられた訳ではない。原告が〈共同〉被告ISCにメタデータの提出を求めたのは、〈共同〉被告ISCがハードコピーと電子コピーの双方を提出してから7か月過ぎてからであった。原告はメタデータを特に必要とする事情を示していない。原告は、文書の管理者に関する情報が必要であると主張するが、原告はその情報がどの文書について必要であり、他の手段では入手できないのかを確認していない。

(説明) 本決定は、メタデータの提出命令にやや消極的な傾向を感じないではないが、消極的判断が示された原因として申立人の必要性に関する主張が時機

*16 Kentucky Speedway, LLC v. National Association of Stock Car Auto Racing, Inc., 2006 WL 5097354 (E.D. Ky.).

*17 反トラスト法 (Sherman Act) は、三倍賠償 (treble damages) を認める制度として知られている。三倍賠償につき、田中英夫編・英米法辞典777頁 (1991) 参照。

*18 連邦民訴規則34条(b)(2)(E)(ii)を指す。

*19 Allman, T., *The Impact of the Proposed Federal E-Discovery Rules*, 7 Sedona Conf. J. 31 (Fall 2006).

に後れ、漠然としていたことが大きいと考えられる。

〔9〕支払カード手数料事件 (2007. 1. 12)^{*20}

(事実関係) 本案事件は、ヴィザやマスターなどクレジットカードを発行する会社を被告とする反トラスト法による訴訟であり、クラスアクション原告らと個人原告らによる訴訟が併合されたものである。当事者双方は互いに電子情報の提出を求め、特に被告らは原告らに電子文書を業務の通常の過程で保存されているままの状態で提出するよう求めた。しかし、個人原告らによる電子文書の提出方法は、わざわざメタデータを削除し、TIFF方式で印刷が可能であり、OCRにより検索を可能とする独自のプロトコルによるものであったことから、被告らは異議を述べた。これに対し個人原告は提出しなかった情報について保護命令^{*21}を求めた。

(判旨) 2006年に改正された連邦民訴規則34条〈(b)(2)(E)(ii)〉は、電子情報の提出者に「合理的に利用可能な」(reasonably usable)方式と「通常の過程で保存されているまま」(as kept in the ordinary course)の方式の選択を認めている。個人原告らは前者の方式を選択したが、規則諮問委員会のコメントは、この場合でも文書の特質を除去したり、劣化させたりしてはならないとしている。その結果、原告らの求める保護命令の申立ての理由の有無について判断しなければならないことになる。このプリズムを通して見ると、個人原告らが既に提出した電子文書について再提出を求めるのは同原告らに不当な負担をかけるものとする。個人原告らは電子文書を数か月にわたり分割して提出したが、その間、被告らは異議を述べていなかった。他方、今後のディスカヴァリーについて同じことは言えない。個人原告らは被告らの異議を認識したのであり、未だ提出していない電子文書を元のフォーマットで提出する場合の負担に関する懸念は大部なくなることを同原告らが認めている。従って、同原告らの保護命令の申立ては既に提出手続を終えた文書の再提出に関する部分は理由があり、今後提出する部分については理由がない。

(説明) 連邦民訴規則26条(c)に基づく保護命令は、ディスカヴァリーを禁止、

*20 *In re Payment Card Interchange Fee and Merch. Disc., Antitrust Litigation*, 2007 WL 121426 (E.D.N.Y.).

*21 連邦民訴規則26条(c)に基づく。

制限したり、営業秘密等を保護する制度であるが、ディスカヴァリーにより当事者に不当な負担や費用を負わせる場合にも用いられる。本決定は、当事者の一方が相手方による明示の同意がなく電子文書を独自のプロトコルで提出した場合に既に提出済みの文書について保護命令の申立てを認め、今後提出する文書については同命令の申立てを認めないことでバランスを図った興味ある事例である。被告らが個人原告らの文書提出方法に速やかに異議を述べていたならば状況は異なっただであろう。

〔10〕スコッツ社事件（2007. 1. 12）*²²

（事実関係）本案事件は、会社間の訴訟であるという以外、内容が不明である。ディスカヴァリー手続において被告は証拠をハードコピーで提出したが、原告は電子情報として提出させるほか、専門家による被告会社のコンピューター・システムの調査を受け容れさせること等を申し立てた。裁判官は、以下のとおり述べ、まずは当事者間で会合して協議（meet and confer）すべきであるとして原告の申立てを却下した。なお、裁判官は、それでも解決しない場合、原告は再度の申立てが可能である（without prejudice）と付記した。

（判旨）ある種の電子情報や相手方の電子情報システムを検査したり、テストすると機密又はプライバシーの問題を惹き起こし勝ちである。文書及び電子情報のテストとサンプリングを追加した民訴規則34条(a)の改正は、当事者の電子情報システムに直接アクセスする定まった権利を、状況によっては正当とされる場合があるとしても、それを創設するものではない。裁判所は、かかるシステムを検査又はテストすることによる不当な侵害に対して防護しなければならない*²³。したがって、原告の提案するディスカヴァリー命令の申立てを却下する。

原告は、電子情報とそのメタデータをハードコピーではなく、被告が保存している方式のまま提出するよう求めている。連邦民訴規則改正に関する諮問委員会は、相手方は求められた情報をどの方式で提出するかを事前に特定しな

*22 *Scotts Co. LLC. v. Liberty Mutual Insurance Co*, 2007 WL 1723509 (S.D. Ohio).

*23 本決定は、ここまで連邦民訴規則34条の2006年改正に関する規則諮問委員会のコメントをそのまま引用した。

ればならないと記している。相手方が意図する提出方式を〈申立人に〉告げることは、費用をかけて提出する前に当事者が争点を識別し、解決することを可能にする。原告は、被告の提出した文書のハードコピーではメタデータを探ることができず、合理的に利用することができないと主張している。当事者がこの争いを裁判外で解決する努力を尽くしたかどうかは、当裁判所に不明である。従って、当事者にこの点について10日以内に会合し、協議すべきことを命ずる。

(説明) 連邦民訴規則26条(f)は、当事者に実行可能な限り速やかに、遅くとも審理計画に関するカンファレンスの日又は規則16条(b)による審理日程命令(scheduling order)が下される期限の21日前までに当事者間で協議すべき旨定め、2006年改正では、電子情報の開示が問題となる場合、その提出方式を含めて協議すべき旨定められた。証拠の提出方法に関する争いを最終的に解決するのは裁判所であるとしても、その前に当事者間で自主的に協議することが求められている。本決定は、まず当事者に協議を求め、問題が解決しない場合、再度申立てをすることを認めた。本決定は、ディスクヴァリーに関する紛争の成熟性を否定したものと解される。

[11] ミシガン・ファースト・クレジット・ユニオン事件 (2007. 11. 16) *24

(事実関係) 本案事件の内容は不明である。原告は被告に対し、電子情報を元のフォーマットのまま、完全なメタデータを付して提出するよう求めた。被告が提出義務を争ったため、裁判官は電子文書の提出命令を発したが、提出方式やメタデータについては触れることがなかった。被告は電子文書をPDF化し、CD-ROMにメタデータを除いて納めて提出した。原告は被告が裁判官の命令に違反したと主張し、被告に制裁を加えるよう申し立てた。裁判官は、次のとおり述べ、申立てを却下した。

(判旨) 〈被告会社の社員〉ニューミストの供述によれば、被告会社が電子情報を3種のフォーマットで保存していること、その一つのエイベックスは被告会社のため独自に開発されたもので、それにはメタデータが存しないこと、ロウタス・ノーツには、文書を特定するためのメタデータがあるが、それ以外のメ

*24 Michigan First Credit Union v. Cumis Insurance Soc., Inc., 2007 WL 4098213 (E.D. Mich.).

タデータはプリントアウトした文書で見ることができると、マイクロソフト・オフィスで作られた文書はすべて紙形式で保存され、原告にも紙形式で提出されたことが認められる。メタデータは概して証拠価値が乏しいこと、原告はマイクロソフト・オフィスに潜むメタデータによって関連性ある証拠の発見に導く可能性があることを何ら示していないことから、メタデータの提出は被告会社にとって過度の負担となり、これによって相応の証拠価値を得ることができるものではないとする被告会社の意見に賛同する。また、先の提出命令はメタデータや元のフォーマットという問題に触れておらず、被告会社に命令違反があったと言うことはできない。

(説明) 本件決定は、文書提出命令の名宛人がメタデータを提出しなかったことに対する制裁を否定した事案であるが、その提出命令においてメタデータは対象とされていなかったというのであるから、当然の結論が示されたに過ぎない。メタデータの証拠価値が乏しいかどうかは事案によりけりであり、一般的に論ずるのは相当ではないように思われる。

[12] ドノフリオ事件 (2008. 1. 23) *25

(事実関係) 本案事件は、原告ドノフリオ (女性) が被告会社SFXに勤務中、性差別を受け、不当に解雇されたと主張して提訴した事案である。原告はディスクバリエー手続において多様な情報開示等の要求をし、電子文書 (被告会社の経営計画 (business plan) とそのメタデータ及び電子メールとそのメタデータ) の提出を求めたが、被告会社が各メタデータの提出に応じなかったため、裁判官に提出命令を申し立てた。裁判官は、申立ての一部を認容したが、経営計画及び電子メールのメタデータの提出を求める部分を却下した。

(判旨) 経営計画文書について、原告は業務の通常の過程においてファイル中に保管又は管理されている文書そのファイルのまま提出するか、どのファイルから入手したかの情報を保存し、識別できるような方法で提出するよう申し立てた。その表現は、最初に記述する際、電子情報を含むことを意図したのではなく、紙文書のディスクバリエー、文書の管理者及び出所を対象とするものである。もちろん、ファイルとは、電子媒体に保存される電子データをも意味

*25 D'Onofrio v. SFX Sports Group, Inc., 247 F.R.D. 43 (D.D.C. 2008).

するが、その場合、原告の申立ては、提出者が当該文書を含む電子ファイル（PDF、XLSなど）を提出するか、どのファイルから入手したかの情報を保存し、識別できる方法で文書を提出するかのいずれかを選択できるものとして読むことができる。後者の方法は、実務上、印刷した文書の末尾に電子保存機器中の位置を付した補注（trailer）を付することを意味するであろう。原告の申立てが電子ファイルに関するものであれば、必ずしもメタデータを伴わず、元の形式でなく提出するのを認めていることは明らかである。

電子メールについて、原告は被告会社がMSG方式^{*26}で提出したが、元のPST方式での提出を求めると申し立てた。これに対し、被告会社は電子メールをPST方式で提出したとして争う。被告会社は原告の求めるとおり、PST方式で電子メールを提出したから、原告の申立ては争訟性を欠く（moot）。

（説明）本件は、メタデータの提出申立てが認められなかった一事例であるが、おそらく申立人側の戦術が未熟で、当を得なかったためと思われる。

〔13〕オートテック事件（2008. 4. 2）^{*27}

（事実関係）本案事件は、製造業者であるオートテックが販売業者を相手に競業製品を開発したことを理由に契約違反の責任を問う訴訟である。被告は原告に対し、電子情報の提出を求め、原告がこれをコンパクトディスクにPDF方式で落としたものと紙媒体で提出した。原告は、これに対し、提出された電子文書では、それが何時作成され、修正され、秘密指定されたかなどに関し、メタデータが欠けているとして、元の保存状態のままでの再提出を求めた。

（判旨）被告は原告に文書の提出を求めた際、メタデータを欲する旨明示しなかった。申立てに応じて文書が提出された後にメタデータを求めるのは遅きに失する。通常、裁判所は当事者が提出命令の申立てにメタデータを含めない限り、その提出を強制しない。

（説明）本決定は、電子文書の提出命令を申立てる際、メタデータが必要であると明示されない限り、その提出を命じないことを明らかにした。電子文書の提出後にあらためてメタデータの提出を求めるのは、時機に遅れているという

*26 MSGは、電子メールの保存形式の一つである。

*27 Autotech Technologies Ltd. Partnership v. Automationdirect Com, Inc., 248 F. R.D. 556 (N.D. Ill. 2008).

側面もある事案である。

〔14〕 アグワイラー事件（2008. 11. 21）*28

（事実関係）本案事件は、ラテン系移民のアグワイラーらが国家安全省の機関とその所属公務員を被告とし、無令状の家宅捜索によって連邦憲法修正4条による権利を侵害されたと主張して損害賠償及び同種の家宅捜索の差止めを求めたクラスアクションによるビヴェンス訴訟*29である。2008年2月15日、原告らは被告らに電子情報（電子メール、ワープロ及びパワーポイント文書、表計算及びデータベース）とこれに対応するメタデータの提出を求めたが、当事者間で事前に電子文書の提出方式を議論したことはなく、原告らが申立てに際し、電子文書の提出方式を指定したり、メタデータについて言及したこともなかった。原告らが話しのついでにメタデータについて触れたのは同年3月18日であり、この時、被告らは文書の収集をあらかじめ終えていた。原告らは、同年5月22日、被告らに対し、メタデータを付した電子文書の提出を公式に求めた。被告らは原告らの要求の殆どを関連性のないこととかなりの負担であることを理由に拒否した。裁判官は、原告らの提出命令の申立てを次のとおり一部認容し、一部却下した。

（判旨）被告らによる電子メールの収集が大分進捗する前に原告らがメタデータの提出を公式に求めたならば、私はその提出を確かに命じたであろう。しかしながら、原告らはかなりの時間を空費した。しかも、徹底的に経過を調査しても原告が既に得ている以上の有益な情報を得られることが明らかであるとは到底言えない。

分散した電子メールシステムにより記録されたバックアップテープを復原し、調査する工程は、極端に負担が重い。しかも、原告らは開示されていない重要な情報が得られる可能性があることを示していない。従って、更なるディスク

*28 Aguilar v. Immigration and Customs Enforcement Div. of USA Dep't. of Homeland Sec., 255 F.R.D. 350 (S.D.N.Y. 2008).

*29 連邦公務員による連邦憲法上の権利侵害を理由とする訴訟は、ビヴェンス訴訟（*Bivens Action*）と呼ばれる。合衆国最高裁における最近のビヴェンス訴訟の事例としてイクバル事件（2009）がある。この判例につき、太田幸夫「アメリカ法におけるプリーディング要件論の新たな展開」比較法文化19号79頁以下参照。

ヴァリーにかかる費用が疑う余地なく高く、得られる利益が低い故、被告らはバックアップテープ中の電子メールに関するいかなるデータをも調査して提出することを要しない。

ワード及びパワーポイント文書については、メタデータがあれば検索がより便利になることは疑いなく正しい。しかし、原告らは検索可能なPDF文書の提出を受けており、提出された文書は約5200頁で、さらに僅かな文書の提出が予定されているに過ぎず、原告らが文書の分類や検索で重大な困難に出会う筈がない。より重要なことは、原告らの求める情報がビヴェンス訴訟で提示される基本的問題とは限られた関連性しかないことである。しかも原告らは被告らによる文書の収集が殆ど完了するまでメタデータの提出を求めなかった。それにも関わらず、メタデータには潜在的に関連性があり得るし、文書の有用性を増進させるものであるから、ワード及びパワーポイント文書のメタデータについては、原告らが二度目の提出に要する費用を負担することを条件に原告らの提出命令の申立てを認めることとする。

(説明) 相手方が文書を提出してからメタデータの提出を求めることが難しいことは裁判例として確立したと言っても良いであろう。本決定は申立人の費用負担を条件に文書提出命令の申立てを一部認めたが、これは連邦民訴規則34条(b)(2)(e)(iii)が同じ電子文書を複数の方式で提出することを要しないと定めていることを踏まえて提案されたセドナ原則(第二版)12条dに依拠したものである(後記IV 2 参照)。

Ⅲ メタデータの開示に関するアメリカの行政裁判例

メタデータの開示義務に関する争いは、公文書の非公開の可否を争う行政訴訟においても見られる。民事訴訟と行政訴訟では争訟体系が幾分異なるが、文書の開示又は公開が機密保持の必要性等、特別な場合を除き、一般義務とされている点で類似点があり、メタデータの取扱いについて相互に参考となる部分もあろう。以下に、公文書のメタデータの公開に関する裁判例を見ることとする。事実関係と判旨が関係部分の要約に過ぎないことは上記Ⅱの場合と同様である。

〔15〕レイク事件・控訴審（2009. 1. 13）^{*30}

（事実関係）フェニックス市警察の警察官レイクは、アリゾナ州公的記録法に基づき、同市警察に自己の勤務状況を記録した書類や上司らのメール等、様々な記録の公開を求めたが拒否され、その開示を求めて提訴した。原告は第一審で敗訴し、控訴審では原告の主張の多くが認められたが、同僚コンラッドの作成した監督ノートのメタデータを求める請求については、以下の判旨のとおり、理由がないとされた（少数意見がある）。

（判旨）「公的記録」について、州法には定義規定がないが、州の判例は次の3種類を認識している。(1)公務員が職務の遂行上作成したもので、その目的が情報を公に広めるためのもの、(2)法により課された義務の遂行上、保存が必要であるか、書き、話し又は行ったことの記憶及び証拠として用いるよう法の指示する記録、(3)法の要求であると否とを問わず、公務員による職務上の行為について書いた記録であって、職務を果たす上で便利かつ適切な手段であり、そのために当該公務員によって保管されているもの。しかし、メタデータは、コンラッドが職務上作成したのではなく、コンピューターを利用した際の副産物に過ぎないから、上記(1)に該当しない。メタデータは、コンラッドが法により作成を命じられたものではないから、上記(2)に該当しない。コンラッドが職務上の行為を記録したのは監督ノートであって、メタデータではないから、上記(3)にも該当しない。

（説明）本判決は、アリゾナ州法の解釈として公開を要する公的記録にメタデータを含まないとしたものである。民事訴訟におけるディスカヴァリーについても言及しているが、同一に扱う必要はないとされた。少数意見は、監督ノートとメタデータは一体として公的記録となるとするものである。

〔16〕レイク事件・上告審（2009. 10. 29）^{*31}

（事実関係）本件は、上記〔15〕レイク事件の上告審である。上告審は、原判決を以下の理由により破棄した。

（判旨）電子文書中のメタデータは、その下にある電子文書の一部であって、

*30 Lake v. City of Phoenix, 220 Ariz. 472, 207 P. 3d 725 (Ariz. Ct. App. 2009).

*31 Lake v. City of Phoenix, 222 Ariz. 547, 218 P. 3d 1004 (Ariz. 2009).

独立して立っているものではない。公務員がコンピューターを使って公的記録を作ると、メタデータは頁上の言語と同様、文書の一部を形成する。従って、公的機関が公的記録を電子形態で保存する場合、記録の電子版は、埋め込まれたメタデータを含め、公的記録法に基づき、開示が必要とされるものであると解する。

(説明) 本判決は、アリゾナ州における公文書公開の趣旨をメタデータにまで及ぼした点で画期的である。本判決は、その注5において、本判決が扱うメタデータは、アプリケーション・メタデータであって、システム・メタデータには及ばないと付言している。システム・メタデータの開示が民事訴訟のデイスカヴァリーで認められる場合があるとしても、公文書公開法制の下で同様の請求が認められるかどうかは、別論であると思われる。

〔17〕 オニール事件 (2010.10.7)*32

(事実関係) 市民Hから市民Tに対し、電子メールが送られ、それにはXなる者からワシントン州ショアライン市の議会の機能不全を伝えるようにとしてさらに伝言内容とされるものが記載されていた。Tはこのメールを副市長F、市議Wらに転送した。Fの受け取った転送メールには他の受取人名の記載がなかったが、それはTが他の受取人をbcc (blind carbon copy) 方式で送ったからであった。Fは市議会でHないしXなる者から市議会の不適切な行動を糾弾するメールが届いた旨発言した。Xはかかるメールの発信事実を否定し、ワシントン州公的記録法に基づき、市に当該電子メールの開示を求めた。Fは当該電子メール中の受取人及び送り主Tの名を削除したものをF個人のアドレス宛転送し、それを更に市に再転送し、市はこれをプリントしてXに渡した。Xは市に対し、Fが誰から電子メールを受け取ったのかなどの情報を公開するよう求めた。FはTから受け取ったHの転送文を伴った元の電子メールを見付け、市の代理人に転送し、そのハードコピーがXに渡された。Xは市に電子メールの連鎖情報を含む一切のメタデータの公開を求めた。Fは求められたメタデータを得ることができなかったため、Tにメールの再送を依頼し、再送されたメールとそのメタデータを市に提供し、市からXにそれをコピーした紙とメタ

*32 O'Neil v. City of Shoreline, 170 Wash. 2d 138, 240 P. 3d 1149 (Wash. 2010).

データが渡された。市からXには、市が別途、市議Wのコンピューターから入手したTからW宛の同様の電子メールのメタデータも渡された。Xは以上のような市の対応に満足せず、市を被告としてTからFに送られたメールのメタデータの公開等を求めて提訴した。第一審判決はXの請求を棄却したが、控訴審判決は、メタデータも公文書公開の対象となるとして事件を第一審に差し戻し、被告に弁護士費用の支払を命じた。市は上告したが、上告審判決は次のとおり、メタデータが公文書公開の対象となるとする原判決を正当としてその部分の上告を斥けたが、弁護士費用に関する判断の理由不備を指摘し、原判決を一部破棄した（5対4の評議結果による）。

（判旨）メタデータには、政府の行動に関連し、民衆が知ることが重要な情報が含まれていることがあり得る。それは、文書が改訂されたかどうか、文書が何時作られたか、誰が誰に文書を送ったかといった情報を含んでいるかも知れない。公的記録法は、民衆が政府に対するコントロールを維持するのを保障するために存在しており、我々は重要である可能性のある政府の情報に対する民衆のアクセスを否定するものではない。よって、TからFへの当初の電子メールに関連するメタデータが公的記録法の下で開示されるべきであるとする原判決は正当である。

（説明）本判決は、上記 [16] のレイク事件上告審判決を参考判例として掲げ、ワシントン州においてメタデータが公文書公開の対象となる旨を判断した。評議は分裂し、未だ安定的な判断ではないが、メタデータの法的重要性を認識させる方向性を示したものといえる。

IV メタデータに関するアメリカ法の生成過程

メタデータに関するアメリカ法は、先に見た裁判例を中心とし、それに連邦民訴規則及び有力な法律家の団体であるセドナ会議（The Sedona Conference）^{*33}の提唱するセドナ原則（The Sedona Principles）などが相互に影響し合って生成したものと見られる。そこで以下に連邦民訴規則の2006年改正及び

*33 セドナ会議は、1997年に設立された反トラスト法、複雑訴訟及び知的財産法の研究・教育等を目的とする法律家の非営利団体である（セドナ会議のホームページによる）。

セドナ原則の改訂経過を中心にメタデータに関するアメリカ法の生成過程を見ることとしたい*34。

1 連邦民訴規則とメタデータ

アメリカ民訴法の特徴の一つとしてディスカヴァリー手続が存することが挙げられる(連邦民訴規則26条・34条)。同規則34条は、当事者が相手方に文書等の提出を求めることができる旨定めているが、同条は1970年に改正され、文書の例として「その他、情報を得ることのできるデータの集積(data compilations)で、必要があれば相手方が検知装置により合理的に利用できる方式に変換できるものを含む」ことが明示された。この改正はIT技術の発展を踏まえ、ディスカヴァリーの対象となる文書に電子文書等が含まれることを明らかにするためのものであった*35。

電子文書の提出方式*36等に関する争いが増えたことを背景とし、連邦民訴規則は2006年に次のとおりの大改正を見た(同年12月1日施行)*37。

規則34条については、提出要求の対象としては文書(documents)のほか、いかなるメディアであってもそれに保存されたデータ又はデータの集積(data compilations)を含むこと(同条(a)(1)(A))、要求者側において電子保存情報(electronically stored information)の提出方式を指定することができること(同条(b)(1)(C))、相手方は、要求書に記載された電子保存情報の提出方式に異議があるか、要求書に提出方式についての記載がなかった場合、その提出しようとする

*34 全州裁判所レベルでも、2006年に電子保存情報に関する統一的なガイドラインが生まれている。Cf. SHIRA A. SCHEINDLIN et al., ELECTRONIC DISCOVERY AND DIGITAL EVIDENCE 601 et seq. (2009)。

*35 連邦民訴規則34条の1970年改正経過に関する規則諮問委員会のノートによる。以下、2006年の各改正についても同委員会のノートを参照した。

*36 電子文書の提出方式は、上記Ⅱの各裁判例に見るように、しばしば取り上げられる争点であり、これによってメタデータの提出の要否が左右される面がある。

*37 邦語参考文献として、吉岡大地「アメリカ民事訴訟における電子化の状況について」判タ1247号109頁以下(2007)、土井悦生「米国ディスカバリ手続の法と実務～米国民事訴訟における開示手続～」[8]ワークプロダクト、eディスカバリ(1)際商38巻10号1408頁以下(2010)、ケネス・ラシュバウム=菊池毅「米国民事訴訟における証拠開示と電子情報(Eディスカバリ)の実務について」際商38巻10号1340頁以下(2010)がある。

る方式について記述しなければならないこと（同条(b)(2)(D)）、電子保存情報の提出要求書に提出方式について明示の記載がない場合、相手方は、それが通常保存されている方式又は合理的に利用可能な方式により提出しなければならないこと（同条(b)(2)(E)(ii))*³⁸、相手方は同じ情報を一つの方式を超えて提出する必要のないこと（同条(b)(2)(E)(iii)）などが定められた。

規則26条については、当事者は自主的に相手方に文書のほか、電子保存情報についてもコピー又はそのカテゴリーと所在に関する説明を開示すべきこと（同条(a)(1)(A)(ii)）、負担と費用の点から合理的にアクセスできないと確認*³⁹されたソースに含まれる電子保存情報を開示する必要はないこと（同条(b)(2)(B)）、当事者は、規則26条(a)(1)(B)により開示が免除され、又は裁判所が異なる命令を発した場合以外、実行可能な限り速やかに、遅くとも審理計画に関するカンファレンス（scheduling conference）の日又は規則16条(b)による審理日程命令（scheduling order）が下される期限の21日前までに協議しなければならないこと（26条(f)(1)）、当事者はその協議においてディスカヴァリーの可能な情報の保存に関する問題*⁴⁰を論じなければならないこと（同条(f)(2)）、ディスカヴァリー計画の内容には、電子保存情報の開示又はディスカヴァリーに関し、その提出方式を含む問題に関する当事者の意見と提案、秘匿特権又は審理準備資料としての保護の主張に関する問題*⁴¹を記載しなければならないこと（同条(f)(3)(C)・(D)）などが定められた。

規則16条については、裁判官が定める審理日程命令中に電子保存情報の開示又はディスカヴァリーについて定め、情報を提出した後も秘匿特権又は審理準備資料としての保護を主張できるとの当事者の合意を記載できる旨定められた。

これらの規則改正状況から見て、改正時まで電子保存情報の提出の要否、提出方式等をめぐる争いが激化し、依るべき指針の定立が求められる状況で

*38 規則諮問委員会のノートは、この後者の方式の選択権について、電子保存情報を申立人にとって訴訟で利用するのがより難しく、負担のかかる方式に変換する自由を意味しないとす。

*39 規則諮問委員会のノートは、この確認（identification）は判例法又は制定法による証拠の保存義務を免除するものではないとする。

*40 規則諮問委員会のノートは、コンピューターの日常的な稼働を完全に、あるいは広く止めることは当事者の活動を麻痺させることになるとの問題点を指摘する。

あったことが見て取れる。

2 セドナ原則とメタデータ

セドナ会議(電子文書の保持と提出に関するベスト・プラクティス作業部会)は、2004年1月、電子文書(electronic document)の提出方法等に関し、セドナ原則(The Sedona Principles)^{*42}を公表した(これを「セドナ原則初版」という)。同原則は、全部で14の原則から成っており、連邦民訴規則上では余り明確でなかった電子文書のディスカヴァリーについてそれまでの学説・裁判例に照らして標準的な取扱いを詳細なコメントを付して示し、それによりその後の裁判例の形成に大きく貢献したと評価できるものである。ここでは、その内、メタデータの非開示原則を定めた第12原則(初版)について触れることとする。

第12原則(初版)は、「提出する側の当事者において特定のメタデータが紛争の解明に影響を知っている場合を除き、当事者間の合意又は裁判所の命令がなければメタデータを保存し、提出する義務は存しない」とする。

そのコメント12aは、電子文書の成立の真正が争われるような例外的場合を除き、大部分の事件においてメタデータを保存又は提出するために特別な努力を払う必要がないとの穏当な推定が働くこと、しかし、そうであってもメタデータを保存し提出することは、他人による証拠の改ざんを防ぎ、元の方式で

*41 規則諮問委員会のノートは、データ量の多さ、eメール等に伴う非公式性から秘匿特権の判定は困難であり、その審査に費用と時間がかかる場合のあること、メタデータの提出の要否も規則26条(f)の協議の対象であり得ること、当事者は上記の費用と遅滞を最小限にするため秘匿特権放棄とされる危険性を最小限にするための協定(protocol)を締結できることを述べ、その例として、早見(quick peek)方式と回収合意(clawback agreements)方式を挙げる。早見方式では、提出を求められた側は秘匿特権を放棄せずに文書を提示し、求めた側はそれを見て規則34条により公式に文書提出を求め、求められた側はそれに応じて秘匿特権を主張するかどうか選別する方式であり、回収合意方式は、文書を提出した側はそれが誤りであったと判定した場合、秘匿特権を主張し、文書を回収できる旨合意する方式である。

*42 正式名称は、*The Sedona Principles: Best Practices & Principles for Addressing Electronic Document Production* (Sedona Conference Working Group Series 2004) という。

保存する限り手間や費用がかからず、文書が真正に成立したとの証明に役立つという利点があることなどを述べる。

コメント12 bは、電子文書の適切な提出方式は訴訟の性質を考慮して決めるべきであり、電子文書の方式を変更して提出すると提出者側に不必要な費用負担が掛かるかどうかを慎重に考慮しなければならないこと、電子データ、殊にメタデータは方式を変えたり、コピーすることにより変化することがあり得るので、電子文書の収集及び提出過程を記録しておくべきことなどを述べる。

コメント12 cは、電子文書の提出方式は一つが原則であり、通常は、紙、PDF方式又はTIF (TIFF) 方式で足り、通常の場合、プリント段階で見ることができないデータを提出する必要がないことなどを述べる。

セドナ会議(電子文書の保持と提出に関するベスト・プラクティス作業部会)は、2006年の連邦民訴規則改正^{*43}を受け、2007年6月、セドナ原則第2版^{*44}を公表した。同原則第2版も初版と同様、全部で14の原則から成っているが、初版からは大幅な改訂がされている。

第12原則(第2版)は、「特定の提出方式について当事者間の合意又は裁判所の命令のない限り、提出は、情報が通常保存されている方式又は合理的に利用できる方式ですべきであり、情報の性質や当該事案の必要性の観点から適当又は必要な場合、情報の受領者側が提出者側と同じく情報にアクセスし、探索し、表示できる能力を持てるように合理的にアクセス可能なメタデータを提出する必要性を考慮に入れるべきである」とする。

そのコメント12 aは、状況に応じて特定のメタデータ的内容的価値が決定的であったり、全く無関係であったりすること、特定の事件においてメタデータを保存し、提出すべき範囲は当該事件の必要性によって決まるものであることなどを述べる。

コメント12 bは、電子情報は多かれ少なかれ、画面上、印刷面上又はスピーカー上では現れない情報を有していること、提出方式を選択するに当たっては、見えるデータ及びメタデータの必要性ないし証拠価値、それにメタデータを提

*43 上記IV 1 参照。

*44 正式名称は、*The Sedona Principles: Second Edition: Best Practices & Principles for Addressing Electronic Document Production* (Sedona Conference Working Group Series 2007) という。

出すことにより電子情報の機能的有用性を高め、より費用効果が高く効率的な検討ができる程度を考慮すべきであること、量が多く、異なるファイルタイプを含む情報を元の方式で提出すると提出を求めた側にとって費用と負担がかかり、さらにある種のメタデータは秘匿特権のある、秘密又は機微に属する事項を含んでいる場合があり、提出する前にその検討を要し、提出速度に影響を及ぼすものであること、TIFF方式又はPDF方式は、整理番号を付したり、秘匿特権に基づく編集が可能であり、データを不注意又は故意に変えることは比較的難しい利点はあるが、時間と費用のかかる作業を要し、メタデータを失う不利益もあることなどを述べ、さらに2006年改正後の連邦民訴規則34条(b)の解釈・適用について付言する。

コメント12 c は、連邦民訴規則に照らし、メタデータの提出要求と提出方法をどうすべきかについて詳述する。まず、同規則26条(f)については、メタデータの提出を必要と考える当事者は、同条項に基づく協議において情報を特定の方式で保存する必要性及び最終的な提出方式が検討事項として取り上げるべきであること、同規則34条(b)については、電子情報を元の方式で提出すること、または他の方式によりメタデータを付けて提出することを求めるにはその旨明示すべきこと、同規則16条(b)については、当事者間で提出方法についての協議が調わない場合、裁判所は、専門家の証拠調をする必要性があることを認識に入れ、公的に問題を解決するための審理期日を入れることなどを述べる。

コメント12 d は、連邦民訴規則34条(b)(2)(iii)では同じ情報を一つの方式を超えて提出する必要のないことを定めているが、裁判所がさらに別の方式での提出を必要と認めた場合、その原因が申立ての不明確さ又は遅延による場合、提出費用の全部又は一部の負担を申立人側に負わせるべきことを述べる。

以上見てきたとおり、セドナ原則初版は、メタデータの不提出を原則としていたのに対し、セドナ原則第二版は、メタデータの提出の要否について中立的であり、連邦民訴規則の2006年改正に伴い、詳細な手順を明らかにし、当事者間の協議によって紛争の解決又は緩和を目指したものと見られる^{*45}。

なお、セドナ会議では、メタデータの処理に伴う法曹倫理に関するコメントリーを作成中である^{*46}。

V 日本法との対比

1 民事訴訟とメタデータ

わが民法は、電子データ（以下「データ」という）そのものを証拠方法としていない。データを証拠として用いたい場合、多くはこれをプリントアウトし、それを書証として提出する例が多い^{*47}。当該プリントが正確にデータを反映しているかどうかについて疑問が生じた場合、録音テープ等の反訳に関する民訴規則144条を類推適用してデータを載せているメディアの複製・交付を求めることができるであろう。そのメディアに何らかの工作が加えられた疑いがあれば、メディア自体の検証を求め、場合によっては専門家による鑑定が必要な場合があるであろう。

民訴法231条は、「……録音テープ、ビデオテープその他の情報を表すために作成された物件で文書でないもの」について書証に関する規定を準用するものとし、これらは「準文書」と呼ばれている^{*48}。現行民法の立案を担当した法

*45 See Thomas Y. Allman, *The Sedona Principles after the Federal Amendments: The Second Edition* (2007) 7, available at <http://www.thesedonaconference.org>. なお、同書6頁注29は、「電子保存情報」の語中の「保存」(stored)の概念は、それ自体開示できる情報と提出のために異なる方式に変換しなければならない情報とを区別するのに役立つと述べ、RAMに一時的に保存される情報に関する事例等を引用する。なお、拙稿「アメリカの民事訴訟における電子情報保存義務と制裁—「ズブレイク再考」事件—」駿河台法学25巻2号244頁に“electronically secured information”とあるのは、“electronically stored information”の誤記であるので訂正する。

*46 See The Sedona Conference, *Commentary on Ethics & Metadata, March 2012 Public Comment Version*, available at <http://www.thesedonaconference.org>.

*47 門口正人ほか編・民事証拠法大系第4巻258頁（難波孝一）参照。

*48 準文書について、宇野聡「準文書」三宅省三ほか編・新民事訴訟法大系—理論と実務—第3巻85頁以下（1997）、加藤新太郎「新種証拠と証拠調べの方式」新堂幸司ほか編・講座民事訴訟⑤227頁以下（1983）、秋山幹男ほか・コンメンタール民事訴訟法IV 332頁以下（2010）、松浦馨ほか・条解民事訴訟法1272頁以下〔松浦馨＝加藤新太郎〕（2011）、特に、電子文書の証拠法上の問題点について、秋山幹男ほか「電子的文書保存の法的諸問題（上）（下）」NBL608号24頁以下及び609号12頁以下各参照。

務省民事局参事官室は、平成3年12月に「民事訴訟手続に関する検討事項」を発表し、磁気ディスク、光ディスク等のコンピューター用記憶媒体の取調べ方法についての改正点を提示し、その中で、「磁気ディスク等に記憶された思想内容が証拠資料となる場合には、当事者は、プリントアウトされて閲読可能な状態になった文書（中略）を原本として提出することができる」との案を示したが^{*49}、平成5年12月に発表された改正要綱試案ではこの案が撤回された。その理由は、「この考え方については、①磁気ディスク等に記憶された思想内容を証拠資料とする場合には、通常は、プリントアウトされた文書を書証として取り調べれば足り、また、磁気ディスク等自体を取り調べなければならない事態が生じたときは、鑑定又は検証の方法によるほかはないので、実務上、磁気ディスク等について規定を設ける必要性に乏しいと考えられること、②性質の異なる各種のコンピューター用記憶媒体を包括的に規制の対象とすることは困難であること等の問題点がある」というものである^{*50}。現行民法訴訟法はこの改正要綱試案に沿う内容で制定され、磁気テープ一般を準文書の例示に加えなかった。それは、「録音テープおよびビデオテープが裁判所においても容易に再生をすることができるものであり、文書の証拠調べと同様の扱いとすることに問題がないのに対し、磁気テープ一般については、裁判所において容易に再生することができないものもあり、そのようなものについては鑑定や検証をせざるを得ない場合もあることを考慮した」結果とされる^{*51}。

メタデータは、メディアの内容を示す準文書として現れることは通常なく、メディアについて鑑定又は検証が行われる場合に改竄の有無を発見する手掛かりとなると思われる。反訳書を書証として提出する場合には元の情報のフォーマット等を証拠説明書に記載するのが望ましく、メディアの鑑定申立てが検討される場合には、フォーマット等は釈明の対象とされよう^{*52}。

裁判所に提出された電子情報による立証が成功しなかった事例を2例挙げたい^{*53}。その第一は、音声データに関する東京高判平21. 3. 27判タ1308号283

*49 法務省民事局参事官室・民事訴訟手続に関する検討事項40頁（1991）参照。

*50 法務省民事局参事官室・民事訴訟手続に関する改正要綱試案補足説明45頁（1993）参照。

*51 法務省民事局参事官室編・一問一答新民事訴訟法277頁（1996）参照。

*52 法務省民事局参事官室・前掲書（注50）45頁以下参照。

頁^{*54}である。Xらは、YとのやりとりをICレコーダーで録音したが、それに内蔵されたメモリスティック（第一次記録媒体）からコンピューター内蔵の記録媒体に複製収録し、それをさらに他の記録媒体を介して他のコンピューターにより複製したものを裁判所に証拠として提出した。第一次記録媒体から複製収録した際、Xらは第一次記録媒体の音声データを消去し、複製に用いたコンピューターは廃棄されたという。裁判所は、この音声データの提出経過、内容の不自然さから、削除等の加工がされたものと判断した。次に、電子メール（関係者の作成した陳述書の後にプリントアウトして添付されたもの）に関する大阪高判平21. 5. 15判タ1313号271頁がある。裁判所は、当該メールについて作成者が作成名義人どおりで、何らの改ざんもされていないと断定することは困難であるとして、形式的証拠力と実質的証拠力を共に否定した。

この2事例のような訴訟がアメリカにおいて提起されたならば、ディスクヴァリーにおいて電子情報（メタデータを含む）の開示が求められたであろう。わが国でもメタデータについて釈明を求め、不完全な回答しか得られない場合、それを弁論の全趣旨（民訴法247条）として斟酌することが可能であると考えらる。

2 公文書公開とメタデータ

行政機関の保有する情報の公開に関する法律2条2項本文は、同法の対象となる行政文書につき、「電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録）を含むものとして定義している。同法施行令9条は、行政文書の開示の実施方法を各種定めているが、行政機関のサーバーと開示を受ける者のコンピューターを電気通信回線で接続させ、電磁的記録を複製させる方法も可能である（同条3項3号へ）^{*55}。開示の対象にメタデータを含むかどうか問題となるが^{*56}、送信されたデータが

*53 この2件は前記注45掲記の拙稿244頁の注3でも紹介した。同所に「大阪高判平21. 3. 15」とあるのは「大阪高判平21. 5. 15」の誤記であるので訂正する。

*54 評釈として、上田竹志・法セ663号122頁（2010）、林昭一・速報判例解説6号149頁以下（2010）がある。

*55 宇賀克也・新・情報公開法の逐条解説第5版140頁以下（2010）参照。なお、アメリカにおける電子開示方式につき、同・情報公開の理論〔新版〕179頁（2000）参照。

元のデータそのままであり、同じフォーマットで複製されれば問題は少ないであろう。開示請求者は、情報の主たる内容のほか、情報の信頼性に関する情報^{*57}(民事訴訟法でいう補助事実)の開示も求めることができ、それにメタデータが含まれる場合があると私は考える。

行政文書のメタデータの開示が請求された事案があるかどうかは詳らかでない。

VI 結 語

アメリカにおけるメタデータの扱いを民事裁判例を中心に見てきたが、裁判例、連邦民訴規則の定め、セドナ原則あるいは学説がそれぞれ相互に影響し合い、さらに合理的な方向に発展していったこと、すなわち、連邦民訴規則がメタデータ非開示原則からメタデータを事案の必要性に応じて開示させる中立的な内容となり、さらには、電子保存情報をめぐる争いが生じにくいよう、当事者が事前に会合し、電子保存情報の提出方法等について協議すべき旨改正されたのである。公文書のメタデータの開示に関する裁判例については、州における数例を見たが、メタデータの公開が認められる傾向が見取れる。

翻ってわが国の民事訴訟においては、ディスカヴァリー制度がないため、未だメタデータに関する深刻な争いは見られないが、電子情報が証拠資料として成功しなかった事例を通して、逆にメタデータを活かせば元の電子情報が真正に成立したことを容易に証明できることが理解できる。行政文書の公開については、その対象として、電子情報(電磁的記録)が含まれており、電気通信回線を通じての開示も可能となったが、メタデータの取扱いについては未だ議論が深まっていない状況であると思われる。

わが国でも商談やその他の交渉が電子メール等で交わされ、ICレコーダーによる録音データが裁判で盛んに利用されるようになった。医師の作成する診

*56 宇賀・前掲情報公開の理論(注55)198頁は、カナダでのソフトウェア開示請求権に関する議論を紹介する。

*57 宇賀・情報公開と公文書管理239頁(2010)は、消費者事故情報について、「メタデータ(原因究明の段階、公表情報の位置付け、情報の確実性の程度等)も併せて公表することが望ましい」とされる。

療録も電子化されつつある^{*58}。これらデータ本体の内容とは別にメタデータをめぐる争いは今後ますます増えて行くものと推測され、この点に関するアメリカ法の考え方や処理方法が立法論として、また実務的工夫として、わが国でも大いに参考になると思われる^{*59*60}。

-
- *58 東京地方裁判所証拠保全・収集処分検討委員会＝医療訴訟対策委員会「電子カルテの証拠保全について」判タ1329号5頁以下（2010）参照。
- *59 なお、大阪地検特捜部の主任検事によるフロッピー・メタデータの改竄事実が専門家の解析によって明らかになり、当該検事が証拠隠滅罪で大阪地裁に起訴され、平成21年4月12日、懲役1年6月の実刑判決を受けた事件があった（朝日新聞縮刷版2011年4月号551頁参照）。刑事事件ではあるが、証拠としてのメタデータとその解析の重要性を認識させるものであった。
- *60 脱稿後、前記注4に掲げたシャインドリン判事らによるケースブックの第2版（SHIRA A. SCHEINDLIN et al, ELECTRONIC DISCOVERY AND EVIDENCE—CASES AND MATERIALS (2012)）が発刊された。同書では、前記〔3〕第一次ウイリアムズ事件及び〔6〕ワイエス事件に加え、〔14〕アグワイラー事件及び〔16〕レイク事件・上告審が取り上げられている。